

夢ある園芸産地創造事業実施要領

第1 事業の趣旨

本県農業の課題であった米依存からの脱却による複合型生産構造への転換は夢プラン事業やメガ団地事業等により、農業産出額の大きな伸びや経営の複合化の進展など、成果として現れてきている。この流れを確実なものとするため、「経営力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向けた取組を一層強化する必要がある。

そのため、今後は地域が主体となって定めた産地計画の実現に必要な施設・機械等の導入を支援し、戦略作物等の産地化と収益性の高い農業経営の確立を図る。

第2 事業の内容等

本事業は、次の2つの事業で構成し、各事業ごとの事業内容、事業実施主体、採択要件、補助率、事業実施手続き等については、次のとおり定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 大規模園芸拠点整備事業

メガ団地事業の流れを汲むものであり、詳細は別紙1に定めるとおりとする。

2 園芸産地育成事業

夢プラン事業の流れを汲むものであり、詳細は別紙2に定めるとおりとする。

第3 用語の定義

1 戦略作物

県が重点的に作付を推進している園芸品目（野菜〔えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか〕、花き〔キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア〕、果樹〔りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも〕、きのこ類〔生しいたけ〕）に加え、大豆、麦、そば、葉たばこの土地利用型作物のほか、産地で概ね3千万円以上の生産販売計画を有する園芸品目をいう。

2 メガ団地事業

平成26～29年度に実施した「園芸メガ団地整備事業」、平成28～29年度に実施した「ネットワーク型園芸拠点整備事業」、平成30～令和3年度に実施した「メガ団地等大規模園芸拠点整備事業」をいう。

3 夢プラン事業

平成18～20年度に実施した「“目指せ元気な担い手” 農業夢プラン応援事業」、平成21～22年度に実施した「“今こそチャレンジ” 農業夢プラン応援事業」、平成22～25年度に実施した「あきたを元気に！ 農業夢プラン実現事業」、平成26～29年度に実施した「未来にアタック 農業夢プラン応援事業」、平成30～令和3年度に実施した「新時代を勝ち抜く！ 農業夢プラン応援事業」をいう。

4 合体の事業

他の事業（国庫補助事業等を含む）の施設整備と物理的な連続性を確保して整備される事業をいう。

第4 事業の実施期間等

本事業の実施期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

第5 事業の実施等

1 園芸振興計画の策定

(1) 本事業を実施しようとする市町村長は、戦略作物の生産拡大に係る計画を記した夢ある園芸産地創造プラン（以下「園芸振興計画」という。）を策定するものとする。

この場合において、各市町村等が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（市町村基本構想）」、「人・農地プラン」、「水田収益力強化ビジョン」、「野菜産地強化計画」、「果樹産地構造改革計画」等の取組と整合性を図りながら、市町村、農業協同組合等における農業振興上の課題と発展方向等を総合的に考慮し、その策定に当たるものとする。

(2) 園芸振興計画においては、次の事項を定めるものとする。

- ア 戦略作物の産地育成に関する基本方針
- イ 戦略作物の生産拡大に関する目標
- ウ 市町村が定める計画における関連目標
- エ 事業実施期間における事業活用計画
- オ 本事業における支援対象者

(3) 園芸振興計画においては、現状より概ね2割以上の販売額向上を目標とする。

2 園芸振興計画の承認

(1) 市町村長は、策定した園芸振興計画を地域振興局長に提出するものとする。

(2) 地域振興局長は、(1)により提出された園芸振興計画の内容を審査し、適当と認められる時は、農林水産部長との協議を経て承認するものとする。

3 事業実施計画の承認

(1) 園芸振興計画に支援対象者として位置づけられた事業実施主体は、事業実施年度において、別紙1及び別紙2に定める事業実施計画を作成し、関係市町村長に提出するものとする。

(2) 関係市町村長は、事業実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画とこれをまとめた年度別事業実施計画を作成し、地域振興局長に提出してその承認を受けるものとする。

(3) 地域振興局長は、(2)により提出された年度別事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる時は承認するものとする。なお、承認後は、その内容を速やかに農林水産部長に報告するものとする。

(4) 関係市町村長は、地域振興局長の承認を受けた後、事業実施主体へ通知するも

のとする。

4 園芸振興計画、事業実施計画、年度別事業実施計画の変更

園芸振興計画、事業実施計画、年度別事業実施計画の変更を行う場合の手続きは、1から3に準じて行うものとする。

第6 報告

1 事業実施状況報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、別紙1及び別紙2に定める事業実施状況報告書により当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長に報告するものとする。

(2) (1)により報告を受けた関係市町村長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講ずることとし、また、これを地域振興局長に報告するものとする。

(3) 関係市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況を取りまとめるうえ、当該年度の翌年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。

(4) (3)により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。

(5) 地域振興局は、事業実施状況報告を分析し、より事業効果が高まるよう、関係市町村とともに事業実施主体の指導に努めるものとする。

2 園芸振興計画達成状況報告

(1) 関係市町村長は、園芸振興計画の計画期間中、その達成状況を第1項における事業実施状況報告を反映させたいうえ、当該年度の翌年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。

(2) (1)により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。

第7 事業の推進指導體制

1 本事業は戦略作物等の産地育成及び地域農業の担い手となる認定農業者及び認定就農者等の収益性の向上を基本としていることから、関係市町村は、水田収益力強化ビジョンの策定主体である地域農業再生協議会や産地づくりの中核となる農業協同組合等と連携を図りながら事業を実施するものとする。

2 地域振興局は、関係市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画等の作成、本事業の実施、導入された機械・施設等の管理運営、目標達成に向けた取組及び事業実施後のフォローアップ等について、綿密な指導支援を行うものとする。

3 関連施策との一体的な実施

本事業の推進に当たっては、戦略作物の産地育成対策、担い手の育成対策、ほ場整備、農地中間管理事業及び他の補助・融資制度等と連携を図り、一体的に推進していくものとする。

第8 機械・施設等の管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって整備した機械・施設等を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 関係市町村長は、本事業によって整備された機械・施設等が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。
- 3 取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届により、その旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

第10 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 園芸振興計画承認申請書（様式1—1）
- 2 園芸振興計画の協議文書（様式1—2）
- 3 園芸振興計画の承認通知（様式1—3）
- 4 園芸振興計画（様式2）
- 5 事業実施計画承認申請書（様式3—1）
- 6 年度別事業実施計画承認申請書（様式3—2）
- 7 年度別事業実施計画承認通知書（様式3—3）
- 8 年度別事業実施計画承認報告書（様式3—4）
- 9 事業実施計画承認通知書（様式3—5）
- 10 年度別事業実施計画書（様式4）
- 11 事業実施状況報告書（事業実施主体）（様式5—1）
- 12 事業実施状況報告書（市町村）（様式5—2）
- 13 事業実施状況報告書（地域振興局）（様式5—3）
- 14 年度別事業実施状況（様式6）
- 15 園芸振興計画達成状況報告書（市町村）（様式7—1）
- 16 園芸振興計画達成状況報告書（地域振興局）（様式7—2）
- 17 園芸振興計画達成状況（様式8）

18 誓約書（様式9）

19 施設等の増改築（模様替え）届出書（様式10）

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この改正は令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度までに事業を実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

番 号
令和 年 月 日

〇〇地域振興局長 あて
(農林部扱い)

〇〇市町村長

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業
園芸振興計画(変更)承認申請書

夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の2の(1)(第5の4)の規定に基づき、園芸振興計画の(変更の)承認を申請します。

番 号
令和 年 月 日

農林水産部長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業
園芸振興計画（の変更）について（協議）

〇〇市町村長（〇〇〇〇ほか〇名）から（変更の）承認申請のあったこのことについて、夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の2の（2）（第5の4）の規定に基づき協議します。

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業
園芸振興計画の（変更の）承認について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付け（番 号）で（変更の）承認申請のあったこのことについて、夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の2の（2）（第5の4）の規定に基づき、申請のとおり承認します。

様式2

夢ある園芸産地創造事業

園芸振興計画

計画年度	令和4～7年度
計画策定主体	〇〇市町村
関係農協等	〇〇農業協同組合

計画策定及び変更履歴

	年月日	変更理由
策定	R4.4.1	新設
変更 1回目		
変更 2回目		
変更 3回目		
変更 4回目		
変更 5回目		
変更 6回目		
変更 7回目		
変更 8回目		
変更 9回目		
変更10回目		
変更11回目		
変更12回目		
変更13回目		
変更14回目		
変更15回目		
変更16回目		
変更17回目		
変更18回目		
変更19回目		
変更20回目		
変更21回目		
変更22回目		
変更23回目		
変更24回目		
変更25回目		
変更26回目		
変更27回目		
変更28回目		
変更29回目		
変更30回目		

1 戦略作物の産地育成に関する基本方針

(1) 戦略作物の生産の現状と課題

現状

--

課題

--

(2) 戦略作物の生産拡大に係る取組の方向

--

(3) 品目毎の具体的取組方針

品目名：

生産対策	
販売対策	

品目名：

生産対策	
販売対策	

品目名：

生産対策	
販売対策	

2 戦略作物の生産拡大に関する目標

品目	現況										計画																			
	R2		R3		R4		R5		R6		R7		R2		R3		R4		R5		R6		R7							
	作付面積等 (a, 担, 本)	販売量 (kg, 千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a, 担, 本)	販売量 (kg, 千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a, 担, 本)	販売量 (kg, 千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a, 担, 本)	販売量 (kg, 千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a, 担, 本)	販売量 (kg, 千本)	販売額 (千円)	単収	単価					
えだまめ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
ねぎ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
アスパラガス	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
トマト	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
さやうり	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
ずいか	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
キウイ類	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
トルコキョウ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
ユリ類	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
リンドウ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
ダリア	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
りんご	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
なし	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
ぶどう	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
おうとう	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
もも	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
しいたけ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
小計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
大豆	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
麦	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
そば	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
粟たばこ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
小計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
小計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
合計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		

3 市町村が定める計画における関連目標

策定年	計画名	成果指標	現状値	年度	目標値	年度
(記載例) 令和〇年〇月	第〇次〇〇市農林水産業・農村振興基本計画	園芸作物販売額	7.6億円	R1	10億円	R7
		野菜・花き生産農家数	848戸	R1	1,000戸	R7

関連する目標を記載する。

4 事業実施期間における事業活用計画

実施年	活用 経営体数	事業費（千円）		
			うち県費 （千円）	うち市町村費 （千円）
令和○年度				
令和○年度				
令和○年度				
令和○年度				
合計				

5 支援対象者

認定農業者							事業活用予定 (実績)		現況										計画														
No.	地区名	事業実施主体名	R4	R5	R6	R7	品目	R2		R3				R4				R5				R6				R7							
								作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	
1								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
2								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
3								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
4								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
5								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
6								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
7								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
8								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
9								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
10								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
計								0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0	0	0	

認定就農者							事業活用予定 (実績)		現況										計画														
No.	地区名	事業実施主体名	R4	R5	R6	R7	品目	R2		R3				R4				R5				R6				R7							
								作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	
1								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
2								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
3								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
4								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
5								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
6								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
7								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
8								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
9								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
10								0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
計								0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0	0	0	

その他 (調整)							現況										計画																
No.	地区名	事業実施主体名	R4	R5	R6	R7	品目	R2		R3				R4				R5				R6				R7							
								作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (ha, ไร่, 本)	販売量 (kg, 千kg)	販売額 (千円)	単収	単価	
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
		その他生産者						0	0					0	0					0	0					0	0					0	0
計								0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0	0	0	

様式 3 - 1

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業
事業実施計画（変更）承認申請書

令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

事業実施主体
氏名（名称）
（代表者名）

夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の3の(1)（第5の4）の規定に基づき、事業実施計画の（変更の）承認を申請します。

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業
年度別事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

〇〇地域振興局長 あて
（農林部扱い）

〇〇市町村長

夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の3の(2)（第5の4）の規定に基づき、年度別事業実施計画の（変更の）承認を申請します。

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業の
年度別事業実施計画の（変更）承認について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付け（番 号）で（変更の）承認申請のあったこのことについて、夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の3の（3）（第5の4）の規定に基づき、申請のとおり承認します。

番 号
令和 年 月 日

農林水産部長 あて

〇〇地域振興局長

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業の
年度別事業実施計画の（変更）承認について（報告）

令和〇〇年〇月〇〇日付け（番 号）で年度別事業実施計画（の変更）を承認したので、夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の3の（3）（第5の4）の規定に基づき報告します。

（単位：千円）

	既承認額（県補助額）	今回承認額（県補助額）	承認額計（県補助額）
〇〇〇市			
〇〇〇町			
〇〇〇村			
振興局計			

- （注） 1 様式4の年度別事業実施計画書(写)、別紙様式1-1及び別紙様式2-1の事業実施計画書(写)、関係資料を添付すること。
2 承認後1週間以内に報告すること。

番 号
令和 年 月 日

(事業実施主体) あて

〇〇市町村長

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業の
事業実施計画の(変更の)承認について(通知)

令和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあった事業実施計画(の変更)については、夢ある園芸産地創造事業実施要領第5の3の(4)(第5の4)の規定に基づき、申請のとおり承認します。

様式4

令和〇年度

夢ある園芸産地創造事業

年度別事業実施計画書(変更)

計画策定主体	〇〇市町村
--------	-------

夢ある園芸産地創造事業
事業実施状況報告書（〇〇年度分）

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 あて

事業実施主体
住所
氏名（名称）
（代表者名）

夢ある園芸産地創造事業実施要領第 6 の 1 の（1）の規定に基づき、事業実施状況を報告します。

夢ある園芸産地創造事業
事業実施状況報告書（〇〇年度分）

番 号
令和 年 月 日

〇〇地域振興局長 へ
（農林部扱い）

〇〇市町村長

夢ある園芸産地創造事業実施要領第6の1の（3）の規定に基づき、事業実施状況を報告します。

番 号
令和 年 月 日

農 林 水 産 部 長 あて

〇〇 地 域 振 興 局 長

夢ある園芸産地創造事業の事業実施状況
(〇〇年度分) について (報告)

〇〇市町村長〇〇〇〇ほか〇名から報告のあったこのことについて、夢ある園芸産地創造事業実施要領第6の1の(4)の規定に基づき報告します。

(注) 様式5-1「事業実施状況報告書(事業実施主体)」の添付は要しない。

様式6

令和○年度

夢ある園芸産地創造事業

年度別事業実施状況(○年度実施 ○年目)

計画策定主体	○○市町村
--------	-------

令和〇年度 夢ある園芸産地創造事業 年度別事業実施状況報告

No.	事業 種別	市町村名	メニュー	事業実施主体名	事業実施 主体区分	分類	対象品目名	品目区分	事業内容・事業量	現況、計画、実績															
										現況(〇年度)						事業実施主体の計画(〇年度)						1年目(〇年度) ※令和〇年度調査対象		実績(〇年度)	
										対象品目名	品目区分	作付面積 (a. 畝)	単収 (kg. 千本)	総実量 (kg. 千本)	単価 (円)	総売額 (千円)	対象品目名	品目区分	作付面積 (a. 畝)	単収 (kg. 千本)	総実量 (kg. 千本)	単価 (円)	総売額 (千円)	対象品目名	品目区分
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

様式 7 - 1

夢ある園芸産地創造事業
園芸振興計画達成状況報告書
(令和〇〇年度分)

番 号
令和 年 月 日

〇〇地域振興局長 へ
(農林部扱い)

〇〇市町村長

夢ある園芸産地創造事業実施要領第6の2の(1)の規定に基づき、事業実施状況を報告します。

番 号
令和 年 月 日

農 林 水 産 部 長 あて

〇〇 地 域 振 興 局 長

夢ある園芸産地創造事業の園芸振興計画達成状況
(〇〇年度分) について (報告)

〇〇市町村長〇〇〇〇ほか〇名から報告のあったこのことについて、夢ある園芸産地創造事業実施要領第6の2の(2)の規定に基づき報告します。

様式8

夢ある園芸産地創造事業
園芸振興計画達成状況(○年度)

計画年度	令和4～7年度
計画策定主体	〇〇市町村
関係農協等	〇〇農業協同組合

1 戦略作物の産地育成状況

品目名：

達成状況	
------	--

品目名：

達成状況	
------	--

品目名：

達成状況	
------	--

品目名：

達成状況	
------	--

品目名：

達成状況	
------	--

2 戦略作物の生産拡大に関する実績

品目		実績																			
		R4					R5					R6					R7				
		作付面積等 (a. 個、本)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a. 個、本)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a. 個、本)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a. 個、本)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価
県 品 目	えだまめ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	ねぎ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	アスパラガス	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	トマト	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	きゅうり	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	すいか	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	キノ類	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	トルコギキョウ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	ユリ類	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	リンドウ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	ダリア	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	りんご	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	なし	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	ぶどう	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	おうとう	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	もも	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
しいたけ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			
小計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			
土 地 利 用 型	大豆	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	麦	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	そば	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	粟丸ぼこ	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	小計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
地 域 品 目		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
		0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
	小計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
合計	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			

3 事業実施期間における事業活用実績

実施年	活用 経営体数	事業費（千円）		
			うち県費 （千円）	うち市町村費 （千円）
令和〇年度				
令和〇年度				
令和〇年度				
令和〇年度				
合計				

		事業活用実績					実績																				
		R4			R5			R6			R7			R4			R5			R6			R7				
No.	地区名	事業実施主体名	R4	R5	R6	R7	品目	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価
1											0	0				0	0				0	0				0	0
2											0	0				0	0				0	0				0	0
3											0	0				0	0				0	0				0	0
4											0	0				0	0				0	0				0	0
5											0	0				0	0				0	0				0	0
6											0	0				0	0				0	0				0	0
7											0	0				0	0				0	0				0	0
8											0	0				0	0				0	0				0	0
9											0	0				0	0				0	0				0	0
10											0	0				0	0				0	0				0	0

		事業活用予定 (実績)					計画																				
		R4			R5			R6			R7			R4			R5			R6			R7				
No.	地区名	事業実施主体名	R4	R5	R6	R7	品目	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価
1											0	0				0	0				0	0				0	0
2											0	0				0	0				0	0				0	0
3											0	0				0	0				0	0				0	0
4											0	0				0	0				0	0				0	0
5											0	0				0	0				0	0				0	0
6											0	0				0	0				0	0				0	0
7											0	0				0	0				0	0				0	0
8											0	0				0	0				0	0				0	0
9											0	0				0	0				0	0				0	0
10											0	0				0	0				0	0				0	0

							計画																				
		R4			R5			R6			R7			R4			R5			R6			R7				
No.	地区名	事業実施主体名	R4	R5	R6	R7	品目	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価	作付面積等 (a、ha)	販売量 (kg、千本)	販売額 (千円)	単収	単価
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0
		その他生産者									0	0				0	0				0	0				0	0

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇〇〇 様

事業実施主体
住所
氏名（名称）
（代表者名）

当社（私）は施設建物等の利用開始時まで、建物共済等の保険に加入することを誓約します。

1 加入を予定している対象施設の概要

事業導入する施設	〇〇 〇棟
施設の所在地	〇〇市
総事業費 （うち補助金等）	総事業費： 円 県補助金： 円 市町村補助額： 円 自己負担： 円

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

(1) 共済又は保険名等	秋田県農業共済組合 建物共済
(2) 加入時期	令和〇年〇月
(3) 共済又は保険等の期間	〇年

※法人の場合は当社、個人の場合は私と表記する。

※天災等に関する補償を必須とする。

年 月 日

〇〇地域振興局長 あて

事業実施主体
住 所
氏 名 (名称)
(代表者名)

令和〇〇年度夢ある園芸産地創造事業(※)で取得又は効用が増加した施設等を増(改)築(模様替え)したいので、次のとおり届け出ます。

1 増築等(模様替え)の理由

〇〇〇・・・・・・・・

2 増築等(模様替え)に係る施設等の概要

- (1) 施設等の所在地 〇〇市〇〇〇字〇〇〇
- (2) 施設等の構造、規格、規模等 〇〇〇〇施設 木造平屋建て 〇〇〇㎡
- (3) 事業費(全体)
 - 補助金 〇〇〇, 〇〇〇円
 - その他の負担額 〇〇〇, 〇〇〇円
- (4) 取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 増築等の概要

- (1) 増築(模様替え)施設等
 - (例) 増築〇〇〇の増築 〇〇㎡
 - (例) 増設〇〇〇ラインの設置 〇〇箱/日処理
- (2) 増改築等に係る事業費 〇〇〇千円
- (3) 工 期 着工予定時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日
完成予定時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (4) 増築(模様替え)等の効果
〇〇〇・・・・・・・・

[添付資料]

- 1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書
- 2 現況写真
- 3 その他知事が必要と認める書類

※補助事業の種類(大規模園芸拠点整備事業、園芸産地育成事業)を記入すること
※市町村長を経由すること

別紙 1

大規模園芸拠点整備事業

第 1 事業の種類

本事業は、次の 2 つのメニューで構成し、取組内容、事業実施主体、事業実施手続き等については、別記 1 及び別表 1 のとおり定めるものとする。

- 1 中山間拠点
- 2 大規模拠点

第 2 事業の実施基準

- 1 本事業で整備する機械・施設等については、その規模や内容が別表 1 の 1 に示す国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業等を優先する。活用する場合の実施手続き、事業内容、取組主体、事業採択要件、成果目標、事業実施状況報告、事業の評価、様式等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業県事業実施方針（令和 5 年 3 月 8 日付け 4 特農協第 218 号基金管理団体承認）

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱制定による廃止前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

- 2 本事業の事業費は、事業実施地域の立地条件や事業内容に即した整備内容に対し、適正な実勢価格により算定するものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、入札や見積り合わせ等により適正に事業を施行するものとする。
- 4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。

第 3 事業実施計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、大規模園芸拠点整備事業実施計画書（以下「事業実施計画」という。）を作成するものとする。

- 2 事業実施計画の作成に当たっては、農業協同組合、市町村、地域振興局等、関係機関の助言を受けながら行うものとする。
- 3 助言の協力を受けた農業協同組合、市町村、地域振興局等はプロジェクトチーム（以下「チーム」）を設置し、事業実施主体の事業実施計画の作成を支援する。チームリーダーはチーム内から互選し、事務局は地域振興局が担う。

第4 助成

1 助成の実施

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により補助金を交付するものとする。

(1) 補助対象

本事業における補助対象機械・施設等は、別表1のとおりとする。

(2) 補助率等

ア 補助率

税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費の2分の1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 市町村による協調助成のガイドライン

市町村は、事業実施主体の初期投資と経営リスクの軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは1/10とする。

2 補助金の取扱い

(1) 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部園芸振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

(2) 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

第5 報告

事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長に報告するものとする。

第6 留意事項

1 雇用の創出等

冬期農業にも積極的に取り組み、周年出荷体制を整えることにより、地域雇用の受け皿として、安定的・定量的な雇用が創出されるよう努めるものとする。

2 加工への取組

大規模拠点を持続的に発展を続けていくためには、単に農作物の生産・販売に止まらず、加工も含めた6次産業化に取り組むことが重要であることから、加工部門等へも積極的に取り組むものとする。

第7 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 大規模園芸拠点整備事業実施計画書(別紙様式1-1)
- 2 事業実施状況報告書(別紙様式1-2)

計画策定年度	令和○年度
事業実施期間	令和○年度～○年度

大規模園芸拠点整備事業実施計画書

タイプ名

○○拠点

関係 J A 名

○○○○○農業協同組合

関係市町村名

○○市・○○町・○○町

地区名

○○地区

- 第1 事業の目的等
 - 1 事業の目的
 - 2 大規模園芸拠点の取組方針
 - (1) 研修計画
 - (2) 生産関係
 - (3) 販売関係
 - (4) 労働力関係

- 第2 事業主体及び営農主体の概要
 - 1 事業主体と営農主体の関連
 - 2 事業主体の概要
 - 3 営農主体の概要
 - 4 農業法人の概要

- 第3 営農主体の作付面積

- 第4 大規模園芸拠点で取り組む品目の生産及び販売計画

- 第5 事業計画（実績）
 - 1 総括表
 - 2 施設・機械等の年度別整備計画

- 第6 品目別栽培体系等

- 第7 年間必要労働時間と雇用労働確保計画
 - 1 基本的考え方
 - 2 年間必要労働時間と必要雇用数
 - 3 雇用労働力の確保計画

- 第8 収支計画

第1 事業の目的等

1 事業の目的

2 大規模園芸拠点の取組方針

(1) 研修計画

※経営マネジメントに関する研修や農業技術研修所や先進的経営体等における技術習得研修等の受講歴や今後の計画を記入

(2) 生産関係

※品種・栽培技術の統一、作型のリレー、機械の共同利用、作業受託、出荷調製作業の連携等を記入

(3) 販売関係

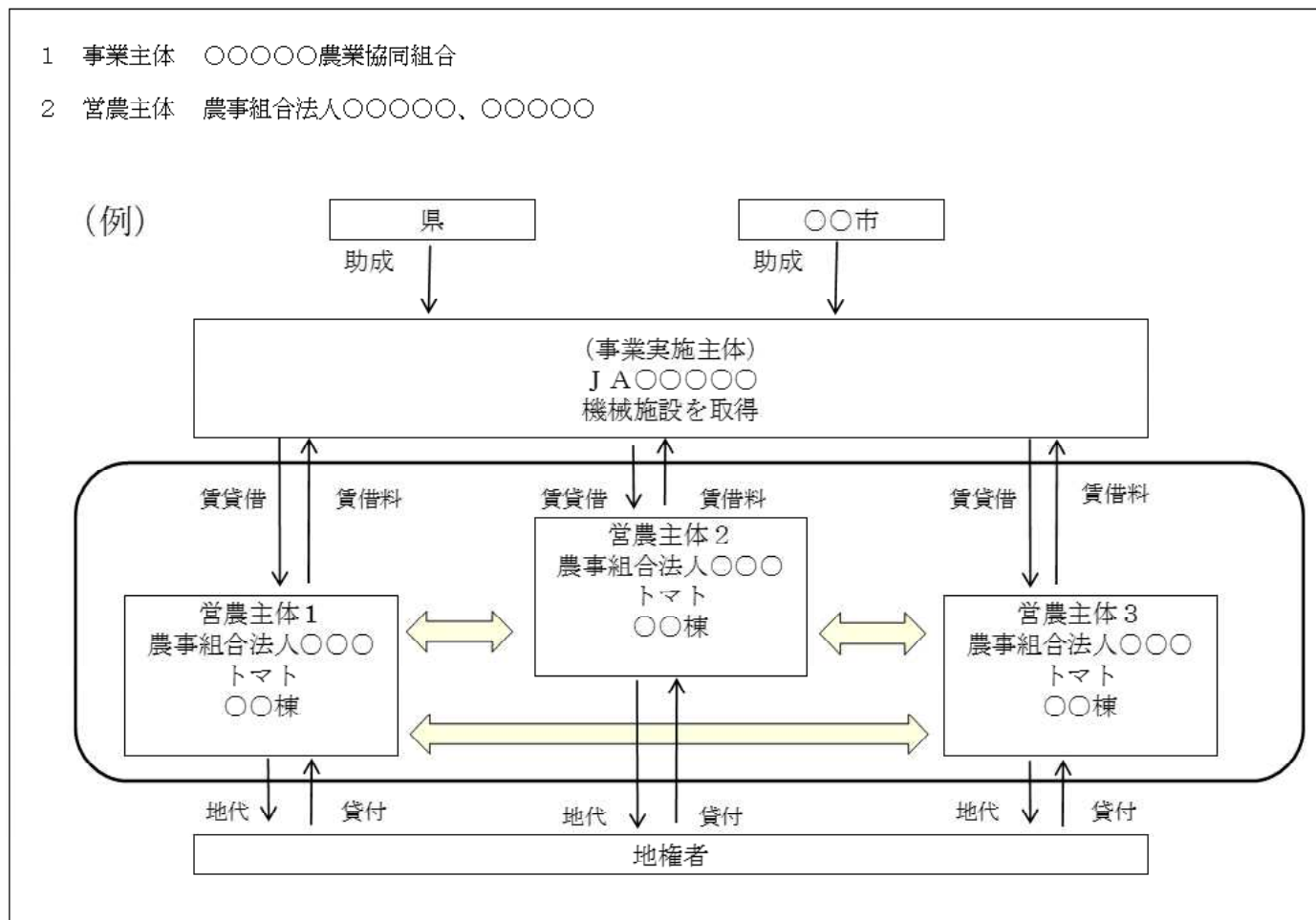
※包装資材の統一、品質のブランド化、販売先の連携、加工・業務用取引など、特徴ある連携を記入

(4) 労働力関係

※雇用者や新規栽培者を各園芸拠点が連携して研修。機械作業の補助員を調整。作業ピーク時に、営農主体又は雇用者の労働力を団地間で調整などの連携方法について記入

第2 事業主体及び営農主体の概要

1 事業主体と営農主体の関連



2 事業主体の概要

項目	内容	備 考
組織の名称	〇〇〇〇〇農業協同組合	
組織の形態	農業協同組合	
設立年月日	〇年	
代表者氏名	代表理事組合長 〇〇 〇〇	
組織の所在地		
構成員数		

※農業協同組合が機械・施設等を取得し、営農主体に貸し付ける場合に記入、それ以外の場合は不用

3 営農主体の概要

No.	氏名 法人名	分類	年齢 (設立 経過年)	住 所	主な経歴	営農類型
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

※拠点を形成する営農主体の概要を記載

【分類】 個人(認定就農者、認定農業者等)、法人を分類して記入

【年齢(設立経過年)】 年齢、設立経過年数を記入

【主な経歴】 ○○部会長、栽培経験年数などを記入

【営農累計】 取組後に経営している品目を記入

4 農業法人の概要

(ふりがな)	()	代表者	役職名			
名	称		氏名			
主たる事務所の所在地	(〒 -)		性別			
			担当者			
			電話番号	- -		
		FAX番号	- -			
事業実施場所		常時使用する従業員数(実数)		名		
		臨時使用する従業員数(延べ)		名		
設立年月日	令和 年 月 日					
概要						
構成員（出資者等）						
氏名	性別	住所・所在地 (市町村名)	役職名	出資金		備考
				千円	出資等比率 %	
				千円	%	
				千円	%	
				千円	%	
				千円	%	
				千円	%	
				千円	%	

※営農主体に農業法人が含まれる場合に記載

第3 営農主体の作付面積

営農主体名	作目名	うち主たる 従事者 (目標年度)	事業実施前(年度)			目標(年度)※3年後			成果目標の確認(目標/実施前)		
			作付面積 (ha)	販売量 (t・本)	販売額 (千円)	作付面積 (ha)	販売量 (t・本)	販売額 (千円)	作付面積 (%)	販売額 (%)	主たる従事者 1人当たり販売額 (千円)
	水稲										
	作目A										
	作目B										
	作目C										
	小 計		0	0	0	0	0	0			
	小 計		0	0	0	0	0	0			
	小 計		0	0	0	0	0	0			
合 計		0	0	0	0	0	0				

※経営全体の販売額等を記入する。

※農業法人の場合、主たる従事者1人当たり販売額をそれぞれ算出の上、記入する。

第4 大規模園芸拠点で取り組む品目の生産及び販売計画

営農主体名	作目名	項 目	現 状	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備 考
			(年)	(年)	(年)	目標年 (年)	(年)	(年)	
		面 積 ha							
		単 収 t・本/10a							
		販売量 t、本							
		単 価 円/kg・本							
		販売額 千円							
		面 積 ha							
		単 収 t・本/10a							
		販売量 t、本							
		単 価 円/kg・本							
		販売額 千円							
		面 積 ha							
		単 収 t・本/10a							
		販売量 t、本							
		単 価 円/kg・本							
		販売額 千円							
合 計		面 積 ha							
		販売量 t、本							
		販売額 千円							
		面 積 ha							
		販売量 t、本							
		販売額 千円							

※第3 営農主体の作付面積 と整合性を図ること

第5 事業計画（実績）

1 総括表

事業主体名 営農主体名	取組概要			整備概要	年度	事業内容	総事業費 (円)	負担区分(円)				備考	
	品目	面積	処理量					県費	市町村費	J	A		その他
【事業主体】 〇〇〇〇 農業協同組合	トマト	〇棟(〇m ²)	〇〇〇t	パイプハウス 4R×25K 〇棟(〇m ²) 管理機〇台 防除機〇台 簡易土地基盤整備 A=〇〇m ²	〇	施設							
						機械							
	その他												
	小計												
【営農主体】 農事組合法人 〇〇〇〇	ダリア	〇〇〇ha	〇〇千本	パイプハウス 4R×25K 〇棟(〇m ²) 管理機〇台 防除機〇台 簡易土地基盤整備 A=〇〇m ²	〇	施設							
						機械							
	その他												
	小計												
合計	〇〇〇ha	〇〇〇t 〇〇千本	〇〇千本	パイプハウス 4R×25K 〇棟(〇m ²) 管理機〇台 防除機〇台 簡易土地基盤整備 A=〇〇m ²	〇	施設							
						機械							
						その他							
						小計							
合計	〇〇〇ha	〇〇〇t 〇〇千本	〇〇千本	パイプハウス 4R×25K 〇棟(〇m ²) 管理機〇台 防除機〇台 簡易土地基盤整備 A=〇〇m ²	〇	施設							
						機械							
						その他							
						合計		0	0	0	0	0	

注) 事業費は消費税を含む額を記載する。

2 施設・機械等の年度別整備計画

【令和〇年度 営農主体名:〇〇〇〇】

※営農主体毎に作成する

施設	No.	施設名	構造	規格	棟数	総事業費 (円)	負担区分(円)				竣工予定 月日	備考
							県費	市町村費	JA	その他		
合計						0	0	0	0	0		
機械	No.	機械名	処理能力	規格・形式	台数	総事業費 (円)	負担区分(円)				導入予定 月日	備考
							県費	市町村費	JA	その他		
合計						0	0	0	0	0		
その他	No.	工事名等	内容		総事業費 (円)	負担区分(円)				竣工予定 月日	備考	
						県費	市町村費	JA	その他			
合計					0	0	0	0	0			
年度別総計						0	0	0	0	0		

注) 整備年度ごとに別葉とすること。

第6 品目別栽培体系等

作目名	栽培体系												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

-○- 育苗 -△- 定植 -□- 施肥・灌水 -●- 摘果等 -▲- 収穫 -■- 調製
 -◇- 出荷

第7 年間必要労働時間と雇用労働確保計画

1 基本的考え方

--

2 年間必要労働時間と必要雇用人数

項目	月・旬別	品目別で別業とする																																				計			
		1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月						
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下				
作業系	育苗準備						16	16																																32	
	仮植						16																																		16
別業	育苗管理						8	16	16	8																															48
	定植準備									24	16																														40
労働時間	定植、支柱立て											32																													32
	整枝、誘引、挿心								4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
備	追肥、灌水								1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	32
	剪果管理								3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
間	摘葉、摘果									2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	37
	ハウス管理								1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	51
時	病害虫防除										2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	40
	収穫、調整、出荷																12	23	28	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	402	
間	防かたづけ																																								32
	計						16	40	16	16	32	16	41	10	20	20	22	34	46	51	56	56	56	56	56	56	56	50	46	41	31	26	13	12	32			909			

全体(1年目)		令和〇年		作付面積 300 a									常時雇用 5人			臨時雇用資金単価 800円/hr			計 hr																					
項目	月・旬別	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月					
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中		下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
作業系	育苗準備						480	480																																960
	仮植						480																																	480
別業	育苗管理						240	480	480	240																														1440
	定植準備									720	480																													1200
労働時間	定植、支柱立て											960																												960
	整枝、誘引、挿心								120	120	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	3240
備	追肥、灌水								30	30	60	60	60	60	60	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	960
	剪果管理								90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	1170
間	摘葉、摘果								60	60	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	1110
	ハウス管理								30	60	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	1530
時	病害虫防除									60	60	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	1200
	収穫、調整、出荷																360	690	840	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	990	12000	
間	防かたづけ																																							960
	計						480	1200	480	480	960	480	1230	300	600	600	660	1020	1380	1530	1680	1680	1680	1680	1680	1680	1500	1380	1230	930	750	390	360	960			27270			
臨時雇用必要人数(延べ)							55.0	145.0	55.0	55.0	115.0	55.0	148.8	32.5	70.0	70.0	77.5	122.5	167.5	186.3	205.0	205.0	205.0	205.0	205.0	201.3	182.5	167.5	148.8	111.3	88.8	43.8	40.0	115.0			3,273.8			
																													雇用労賃(千円)		20,852									

全体(2年目)		令和〇年		作付面積		350 a		常時雇用		6人		臨時雇用資金単価		800 円/hr																									
項目	月・旬別	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			計 hr	
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下					
作	育苗準備						560	560																															1120
	仮植						560																																560
業	育苗管理						280	560	560	280																													1680
	定植準備									840	560																												1400
別	定植、支柱立て											1120																										1120	
	整枝、誘引、挿心									140	140	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	140									3780		
労	追肥、灌水								35	35	70	70	70	70	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	70	35	35								1120		
	着果管理								105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105											1365		
備	摘葉、摘果										70	70	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	70	70	70									1295		
	ハウス管理								35	70	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	1785	
時	病害虫防除										70	70	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	1400	
	収穫、調整、出荷																420	805	980	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	1155	14070	
間	跡かきづけ																																					1120	
	計						560	1400	560	560	1120	560	1435	350	700	700	770	1190	1610	1785	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	1960	31815		
臨時雇用必要人数(延べ)							64.0	169.0	64.0	64.0	134.0	64.0	173.4	37.8	81.5	81.5	90.3	142.8	195.3	217.1	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0	3814.9		
																														雇用労賃(千円)	24,415								

全体(3年目)		令和〇年		作付面積		400 a		常時雇用		7人		臨時雇用資金単価		850 円/hr																								
項目	月・旬別	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			計 hr
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下				
作	育苗準備						640	640																														1280
	仮植						640																															640
業	育苗管理						320	640	640	320																												1920
	定植準備									960	640																											
別	定植、支柱立て											1280																										1280
	整枝、誘引、挿心									160	160	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	160									4320	
労	追肥、灌水								40	40	80	80	80	80	80	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	80	40	40							1280	
	着果管理								120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120										1560	
備	摘葉、摘果										80	80	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	80	80	80								1480	
	ハウス管理								40	80	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	2040
時	病害虫防除										80	80	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1600
	収穫、調整、出荷																480	920	1120	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	1320	16080	
間	跡かきづけ																																					1280
	計						640	1600	640	640	1280	640	1640	400	800	800	880	1360	1840	2040	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	2240	36360	
臨時雇用必要人数(延べ)							73.0	193.0	73.0	73.0	153.0	73.0	198.0	43.0	93.0	93.0	103.0	163.0	223.0	249.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	273.0	4,366.0	
																														雇用労賃(千円)	29,621							

3 雇用労働力の確保計画

雇用に関する目標	申請時 (令和 年度)	1年度目 (令和 年度)	2年度目 (令和 年度)	3年度目 (令和 年度)
常時雇用(実人数)	人	人	人	人
臨時雇用(延べ人数)	人	人	人	人

第 8 收支計画

単位：千円

	水稲	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
売上高	作目A						
	作目B						
	作目C						
	計	0	0	0	0	0	
売上原価	種苗費						
	肥料費						
	農具費						
	農業衛生費						
	諸材料費						
	修繕費						
	動力光熱費						
	荷造り運賃						
	減価償却費①						
	計	0	0	0	0	0	
	売上総利益		0	0	0	0	0
	販売一般管理費	役員報酬					
		給料手当					
		臨時雇用					
法定福利費							
荷造り運賃手数料							
減価償却費②							
通信費							
車両費							
地代家賃							
修繕費							
賃借料							
利子割引料							
雑費							
計		0	0	0	0	0	
営業利益			0	0	0	0	0
営業外収益		補助金等					
		雑収入					
計	0	0	0	0	0		
営業外費用	支払利息						
雑損失							
計	0	0	0	0	0		
経常利益		0	0	0	0	0	
税引前当期純利益		0	0	0	0	0	
法人税等充当額							
税引後当期純利益③		0	0	0	0	0	
償還財源(①+②+③)		0	0	0	0	0	
短期借入金償還							
長期借入金償還							
計	0	0	0	0	0		
繰越剰余金		0	0	0	0	0	

添付資料一覧

- 事業実施位置図
- 整備施設・機械等に関する見積書又は概算設計書、図面
- 事業導入に関する総会資料等の写し
- 事業実施主体の定款、登記事項証明書の写し(法人の場合)
- 機械・施設の管理運営規程(案)
- 機械・施設整備の工程表

別紙様式 1 - 2

大規模園芸拠点整備事業実施状況報告書（令和〇年度分）

1 事業実施主体

氏名（名称）	
住所	

2 事業実施状況

	品 目	作付面積 ha	単 収 t・本/10a	販売量 t、本	単価 円/kg・本	販売額 千円
事業実施前 (年度)						
	計	0				0
目標1年目 (年度)						
	計	0				0
1年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
目標2年目 (年度)						
	計	0				0
2年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
目標3年目 (年度)						
	計	0				0
3年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						

※別紙様式 1 - 1 大規模園芸拠点整備事業実施計画書

第 4 大規模園芸拠点で取り組む品目の生産及び販売計画から転記する

※コメント欄には、実績評価、計画達成に向けた課題、今後の推進方法等を記載する。

別記 1

大規模園芸拠点整備事業の実施に当たっての留意事項

第 1 事業実施主体

本事業の実施主体は、原則として次に掲げる者とする。

- 1 農業協同組合
農業協同組合が機械・施設等を取得し、営農主体に貸し付ける場合
- 2 認定農業者
農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村から認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。
- 3 認定就農者
農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を市町村から認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であること。
- 4 その他、市町村長が農林水産部長と協議して認める団体

第 2 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等については、原則として次のとおりとする。

- 1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。
- 2 補助対象機械の規模は、秋田県特定高性能機械導入計画に合致したものであること。
- 3 水稲用と共用できるものは補助対象としない。ただし、作型等から戦略作物専用を使用すると認められるものについては、補助対象とすることができるものとする。
- 4 整備するパイプハウスについては、雪害防止の観点から、パイプの直管の径が 32mm 程度（耐雪仕様）とするものとする。
- 5 電気設備は、ハウス等に必要な限度の敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。
- 6 休憩施設は、雇用者の安定的な確保のために必要な場合に限る。

第3 事業の成果目標等

1 メニュー別の目標

メニュー別の成果目標は原則として次のとおりとし、詳細については、別表1に定めるとおりとする。

(1) 中山間拠点

中山間地域において、販売額3千万円以上を目指すものとする。

(2) 大規模拠点

1団地で販売額1億円以上を目指すもの（メガ団地）又は複数の団地（原則1団地当たり販売額3千万円以上）が生産等で連携し、合計販売額1億円以上を目指すもの（ネットワーク団地）とする。

2 営農主体の成果目標

事業に参画する営農主体は、事業実施3年後までに年間販売額が1千万円以上の経営体となるものとする。（ただし、農業法人の場合、主たる従事者1人当たりに換算して1千万円以上の経営体となること。）

なお、成果目標の達成時期について、永年性作物（アスパラガス、リンドウ、果樹等）では、育成期間経過後に、増殖と栽培を同時に行う品目（にんにく等）では、事業実施5年後までの期間で設定できるものとする。

3 販売額等の考え方

(1) 単価については、新規品目への取組で単価が不明の場合は、事業実施前、事業実施後とも農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。既存品目への取組の場合は、直近の平年作の単価を使用するものとする。

ただし、品質向上で事業実施後の単価が高くなるものについては、品質向上に見合う単価を使用するものとする。

(2) 単収については、新規品目への取組で単収が不明の場合は、事業実施前、事業実施後とも農業協同組合等の単収や同一市町村の他生産者の単収等を使用するものとする。既存品目への取組の場合は、直近の平年作の単収を使用するものとする。

ただし、生産性向上で事業実施後の単収が高くなるものについては、生産性向上に見合う単収を使用するものとする。

なお、永年性作物（アスパラガス、果樹等）については育成期間が経過した時期の単収を使用するものとする。

(3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収から算出するものとする。

第4 営農主体の選定

- 1 農業協同組合等が機械・施設等を取得し、営農主体に貸し付ける場合、その選定に当たっては、集落説明会や農家懇談会、意向調査等の実施により、公平性や透明性の確保に努めることとする。
- 2 大規模な経営に少人数で取り組むことや、多額の公費を投入すること等を踏まえ、取組初年度から着実な経営発展と経営の持続性が確保できるよう、農業法人の参画を積極的に推進することとする。
- 3 地域の実情に応じて個人経営体が参画する場合は、農業士等の優れた技術力と経営力を有する人材を核に据えることとする。

第5 事業の採択

- 1 営農主体は計画の実行性を高めるため、経営マネジメントに関する研修や農業技術研修所や先進的経営体等における技術習得研修を、少なくとも整備完了前までに受講することとする。
- 2 事業の採択に当たっては、別記様式1により営農主体の計画の遂行能力を評価するものとし、基準に達していないものについては採択しない。

第6 留意事項

- 1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- 2 本事業で導入した施設等については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるよう、耐用年数期間中、農業共済または民間保険等に加入するものとする。
- 3 既存施設の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、増改築、移築、併設又は合体の事業、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、補助対象とできる既存施設は、安全性及び利用管理を行う上に不都合が無く、原則として耐用年数の残存年数が導入予定機械・施設等の耐用年数以上であるものとする。

また、中古機械は、耐用年数が経過していないものであって、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。

第7 その他

- 1 災害等にあった場合の財産処分の取扱いについて
本事業で助成を受けた機械や施設等が、気象災害や盗難、その他重大な事故等により亡失した場合は、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報

告し、財産処分承認協議をしなければならない。

これらの事態が事業実施主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合、地域振興局長は、補助金の返還を免除することができるものとする。

ただし、事業実施主体の故意または重大な過失により生じたものと判断される場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

2 事業実施主体の事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合の財産処分の取扱いについて

本事業で助成を受けた事業実施主体が、事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し医師の診断書等の提出を求めるものとする。

なお、本事業で助成を受けた機械や施設等は、他の農業者等により、引き続き目的に沿った適切な管理が行われるよう努めるものとする。

やむを得ず目的外処分する場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

第8 様式

様式は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模園芸拠点整備事業 遂行能力確認表（別記様式1）

営農主体名： _____

確認項目	適	不適
計画の妥当性－達成可能な数値か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①作目1 (〇〇)		
単価 〇〇 円/kg 根拠：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
販売先	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
単収 〇〇 kg/10a 根拠：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②作目2 (〇〇)		
単価 〇〇 円/kg 根拠：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
販売先	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
単収 〇〇 kg/10a 根拠：	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労働力確保状況－取組前に準備できているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①目標到達労働力人数の把握ができているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②地域内労働力のリストアップ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③JA無料職業紹介所の開設状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④労働力確保支援ツール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤省力化、省人化（スマート農業）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
栽培経験－基礎的な知識を有しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①あり → 〇年以上 肩書 〇〇部会長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②なし		
支援者の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
技術習得の方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生産条件－園芸品目の取組ができる条件が揃っているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①排水対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②ほ場区画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③土壌分析	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④土づくり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労務管理－雇用の取扱に長けているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
G A P	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労務管理研修等の受講記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資金調達計画－経営開始から数年の資金管理計画を有しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助残	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
運転資金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
各種法令－整備できる条件が揃っているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農地転用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農振計画との調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建築確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
消防法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

確認者： _____

別表1 1 国庫補助事業等の事業要件

品目	助成内容	事業採択基準等
<p>野菜 (えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか)</p> <p>花き (キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア)</p>	<p>1 生産支援事業</p> <p>(1) 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>(2) 生産資材の導入等</p>	<p>1 取組主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業者（別記2に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、別記2に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>2 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。</p>
<p>果樹 (りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう)</p> <p>しいたけ</p> <p>地域振興品目 (市町村の推進品目)</p>	<p>2 整備事業</p> <p>(1) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(2) 生産技術高度化施設</p> <p>(3) 種子種苗生産関連施設</p>	<p>1 取組主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業者</p> <p>(2) 農業者の組織する団体</p> <p>2 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。（別記2に定める場合を除く。）</p>

※この別表1の1において要綱とは産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）をいい、別記2とは別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策をいう。産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱制定による廃止前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1 2 国庫補助事業等外の事業要件

対象品目	助成内容	事業採択基準等
<p>野菜 (えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか)</p> <p>花き (キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア)</p> <p>果樹 (りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう)</p> <p>しいたけ</p>	<p>1 野菜の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 作柄安定施設等 パイプハウス、かん水設備、養液栽培設備、暖房機、土壌土層改良機械(トレンチャー、補助暗渠用刃敷充填機)、マニュアルスプレッダー、熱水等土壌消毒機等</p> <p>(2) 省力化機械 播種機、管理機、防除機、収穫機、運搬車、除雪機等</p> <p>(3) 調製保管用機械・施設 簡易調製・選別機、簡易予冷库、作業舎、格納庫等</p> <p>(4) 生産条件整備 暗渠・作業道の整備、井戸工事等</p> <p>(5) アスパラガスの新改植 ・暗渠資材・暗渠施工、明渠施工 ・深耕、堆肥、土壌改良資材・肥料と散布 ・種苗 ・支柱、ハウスベルト、ゴムバンド、マルチ、フラワーネット、防草シート等</p> <p>・かん水設備</p> <p>(6) 休憩施設、簡易トイレ等</p>	<p>1 事業実施主体 農業協同組合、認定農業者、認定就農者、その他団体</p> <p>2 成果目標</p> <p>(1) 中山間拠点 中山間地域において、販売額3千万円以上の団地となること。</p> <p>(2) 大規模拠点 1団地または複数の団地が生産等で連携し、販売額1億円以上の団地となること。</p> <p>(3) 事業に参画する営農主体の年間販売額 事業実施3年後まで(※)に1千万円以上の経営体となること。(ただし、農業法人の場合、主たる従事者1人あたりに換算して1千万円以上の経営体となること。) ※永年性作物(アスパラガス、果樹等)は、育成期間経過後まで増殖と栽培を同時に行う品目(にんにく等)は、事業実施5年後まで</p> <p>3 経営マネジメントに関する研修や農業技術研修所や先進的経営体等における技術習得研修を、少なくとも整備完了前までに受講すること。</p>
<p>地域振興品目 (市町村の推進品目)</p>	<p>2 花きの生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 作柄安定施設 パイプハウス、かん水設備、電照設備、保温・遮光設備、天窗、換気扇、養液栽培設備、暖房機、土壌土層改良機械、マニュアルスプレッダー、熱水等土壌消毒機等</p> <p>(2) 省力化機械 管理機、播種機、防除機、収穫機、運搬車、除雪機等</p> <p>(3) 調製保管用機械・施設 結束機、下葉掻き機、選花機、簡易予冷库、作業舎、格納庫等</p> <p>(4) 生産条件整備 暗渠・作業道の整備、井戸工事等</p> <p>(5) 花き特認種苗・支柱等栽培資材</p> <p>(6) 休憩施設、簡易トイレ等</p>	<p>4 施設等の整備に当たっては、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。</p> <p>5 花き特認種苗とは、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 3年以上使用できるもの。ただし、花き部門を新たに開始する場合で、花き種苗センターから供給される種苗に限り、1～2年生品目の種苗でも対象とする。</p> <p>(2) 原則として施設や当該種苗に必要な支柱等栽培資材と一体的に導入し、かつ導入面積に見合った数量であること。</p> <p>(3) 新規導入又は生産拡大時の導入に限るものとし、種苗(品種)の単純更新は補助対象としない。</p> <p>6 果樹の整備に当たっては、防風ネット及び果樹棚の設置は新植との一体導入を基本とするが、生産安定や品質向上に寄与すると判断される場合には、単独導入できるものとする。</p>

- 3 果樹の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。
- (1) 機械・施設等
防除機、管理機（乗用を含む）、雨よけハウス、防風ネット、果樹棚、土壌土層改良機械（トレンチャー、補助暗渠用粒殻充填機）、マニュアルスプレッダー等
 - (2) 新植、優良品種への改植・高接更新
苗木、土壌改良資材等
 - (3) 調製保管用機械・施設
選果機、簡易予冷库、作業舎、格納庫等
 - (4) 生産条件整備
暗渠・作業道の整備等
 - (5) 休憩施設、簡易トイレ等
- 4 地域振興品目の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。
- (1) 作柄安定施設等
パイプハウス（雨よけハウスを含む）、防風ネット、かん水設備、養液栽培設備、暖房機、土壌土層改良機械（トレンチャー、補助暗渠用粒殻充填機）、マニュアルスプレッダー、熱水等土壌消毒機等
 - (2) 省力化機械
播種機、管理機、防除機、収穫機、運搬車、除雪機等
 - (3) 調製保管用機械・施設
簡易調製・選別機、簡易予冷库、作業舎、格納庫等
 - (4) 新植等
苗木、土壌改良資材等
 - (5) 生産条件整備
暗渠・作業道の整備、井戸工事等
 - (6) 特認種苗
にんにく種子
 - (7) 休憩施設、簡易トイレ等
 - (8) その他生産拡大に必要な機械・施設
- 5 簡易土地基盤整備
- 6 測量試験費、実施設計費、代行施行管理料等
- 7 その他農林水産部長と協議して必要と認められる機械・施設等

- 7 地域振興品目は、園芸振興計画に記載されている推進品目とする。
- 8 測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。
- 9 実施設計費は、設計に必要な調査費及び設計費とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り補助対象とする。

園芸産地育成事業

第1 事業の種類

本事業は、次の1から4のメニューで構成し、各メニューの取組内容、事業実施主体、事業実施手続き等については、別記2及び別表2に定めるとおりとする。

- 1 生産性向上
- 2 周年農業
- 3 就農定着
- 4 地域振興

第2 事業実施計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、園芸産地育成事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成するものとする。
- 2 作成に当たっては、市町村から認定を受けている農業経営改善計画（認定農業者）や青年等就農計画（認定就農者）と整合性を図るものとする。

第3 助成

1 助成の実施

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

(1) 補助対象

本事業における補助の対象は、別表2のとおりとする。

(2) 補助率等

ア 補助率

税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費の3分の1以内（就農定着のうち非農家のみ、2分の1以内）とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 補助金の下限金額

補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。

ウ 補助対象事業費の上限金額等

(ア) 補助対象事業費の上限金額

単年度当たりの補助対象事業費の上限金額を原則、30,000千円（税抜）とする。ただし、上限を超えて、単年度で一体的に整備しなければ効果が発揮されないなど、合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(イ) かん水設備の上限金額

かん水設備の事業費のうち、掘削費用（試掘を含む）及び揚水管打込費用の上限金額を1,013千円（税抜）とする。

なお、水が出なかった場合の試掘費用等は、補助対象としない。

エ 市町村及び農業協同組合による協調助成のガイドライン

市町村及び農業協同組合は、事業実施主体の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは各1/12とする。

2 補助金の取扱い

(1) 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部園芸振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

(2) 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第4 報告

1 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに関係市町村長に報告するものとする。

第5 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 園芸産地育成事業実施計画書（別紙様式2-1）
- 2 組織の概要（別紙様式2-2）
- 3 園芸産地育成事業就農定着事業要件確認書（別紙様式2-3）
- 4 園芸産地育成事業実施状況報告書（事業実施主体）（別紙様式2-4）

園芸産地育成事業実施計画書

1 事業メニュー

事業実施年度	令和 年度	メニュー	
--------	-------	------	--

2 事業実施主体

園芸振興計画 対象者No.		氏名(名称)	
住 所			代表者名
生(設立)年月日			電話番号
経営体区分		認定期間	～

3 事業の目的

--

4 生産・販売計画

単位：a、kg、千本

年度	品目	区分	作付面積	単収	販売量	単価(円)	販売額(千円)
事業実施前 (R 年)							
事業実施後 (R 年)							
増減(事業実施後-事業実施前)							
対比(事業実施後/事業実施前、%)							
備考							

5 事業計画(実績)

単位：a、㎡、棟、台、円

品目	事業内容	規格	数量	事業費(税込)	事業費(税抜)	県補助金
			計			

事業費負担内訳					備考
県	市町村	J A	自己資金	その他	
資金利用計画					
資金名	金融機関名	借入金額	償還年数		

6 過年度の事業実施状況

1) 直近の生産・販売計画

年度	品目	区分	作付面積等	単収	販売量	単価(円)	販売額(千円)
実施年度 (年)							

2) 4 生産・販売計画が直近の生産・販売計画の目標に達していない場合の理由

3) 過年度の類似事業活用状況 (H26～現在)

実施年度	品目	事業内容	規格	数量	事業費(税込)	県補助金額

7 備 考

8 添付書類

必須

見積書(写)

カタログ(写)

導入機械・施設の規模決定根拠(任意様式)

事業主体別

認定農業者(個人) 農業経営改善計画(写)

認定農業者(法人) 農業経営改善計画(写)

直近の総会等資料(写) ※事業活用の決議が確認できるもの

認定就農者 認定就農計画(写)

助成対象要件確認表(別紙様式2-3)及び関連書類

機械共同利用組合 組織の概要(別紙様式2-2)

組織の規約(写)

機械等利用管理規程(写)

直近の総会等資料(写) ※事業活用の決議が確認できるもの

メニュー別

土地利用型作物(大豆、麦、そば) 作業受委託契約書等(写)

その他

その他、事業計画の承認に必要な資料

組 織 の 概 要

令和 年 月 日

組織の所在：
 組織の名称：
 代 表 者：住所
 氏名

1 構成員の概要

単位：a

氏 名	住 所	品 目	作付面積等		備 考
			事業実施前	事業実施後	
計					

(注) 認定農業者である場合は、備考欄にその旨記載すること。

2 所有機械・施設について

機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数		備 考
	現 状	事業実施後	

園芸産地育成事業 就農定着 事業要件 確認書

区分

<input type="checkbox"/> 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付対象者	
<input type="checkbox"/>	農業次世代人材投資資金(経営開始型)における経営開始計画(写)、市町村長の交付決定(写)
<input type="checkbox"/> 農業次世代人材投資資金(準備型)の交付対象者	
<input type="checkbox"/>	農業次世代人材投資資金(準備型)の研修計画(写)
<input type="checkbox"/> 上記以外の認定就農者	
	確認書類
<input type="checkbox"/>	農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。 →
<input type="checkbox"/>	主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。 →
<input type="checkbox"/>	生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。 →
<input type="checkbox"/>	給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 →
<input type="checkbox"/>	事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。 →

園芸産地育成事業実施状況報告書（令和〇年度分）

1 事業実施主体

氏名（名称）	
住所	

2 事業実施状況

	品 目	作付面積 a	単 収 t・本/10a	販売量 t、本	単価 円/kg・本	販売額 千円
事業実施前 (年度)						
	計	0				0
事業実施後 (年度)						
	計	0				0
1年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
2年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						
3年目 (年度)						
	計	0				0
達成率						
コメント						

※別紙様式 2 - 1 園芸産地育成事業実施計画書

4 生産・販売計画から転記する。

※区分は記載不要とする。

※コメント欄には、実績評価、計画達成に向けた課題、今後の推進方法等を記載する。

別記2

園芸産地育成事業の実施に当たっての留意事項

第1 事業実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる者とする。メニュー別の詳細については、別表2に定めるとおりとする。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。

2 機械共同利用組合

- (1) 果樹に係る機械の共同利用のみを目的とする組合であり、作業受託を行っていないこと。
- (2) 代表者、規約及び機械の管理運営規定が定められていること。
- (3) 総会等を開催していること。
- (4) 3戸以上の農家で構成されており、認定農業者を含むこと。

3 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を市町村から認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けていること。
- (2) 農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けており、かつ、研修終了時に独立・自営就農予定であること。
- (3) 次のアからオのすべてを満たす独立・自営就農であること。（農地を利用しない経営の場合はアは不要）
 - ア 農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。
 - ウ 生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。
 - エ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。

第2 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等については、原則として次のとおりとし、メニュー別の詳細については、別表2に定めるとおりとする。

- 1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標

などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。

- 2 補助対象機械の規模は、秋田県特定高性能機械導入計画に合致したものであること。
- 3 補助対象機械・施設等については、その規模や内容が国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業等を優先し、原則として本事業の補助対象としない。
- 4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。
- 5 汎用性の高いトラクター、トラック、フロントローダー等の車両は補助対象としない。ただし、戦略作物の生産等に必要不可欠なトラクターのアタッチメント、就農定着のトラクターは、補助対象とすることができるものとする。
- 6 水稲用と共用できるものは補助対象としない。ただし、作型等から戦略作物専用を使用すると認められるものについては、補助対象とすることができるものとする。
- 7 機械・施設等と見なすことのできないビニール単体やビニペット等の生産資材やはさみやコンテナなどの小農具（消耗品）は補助対象としない。
- 8 整備するパイプハウスについては、雪害防止の観点から、パイプの直管の径が32mm程度（耐雪仕様）とするものとする。
- 9 電気設備が必要な場合は、ハウス等に必要な限度の敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。
- 10 休憩施設、簡易トイレについては、相当程度の規模拡大を図るために真に必要な場合に限る。
- 11 原則として、補助金額が100千円未満のものは補助対象としないが、事業効果が見込まれるものについては、別途協議を行う（アシストスーツ等）。

第3 事業の成果目標

事業の成果目標は原則として次のとおりとし、メニュー別の詳細については、別表2に定めるとおりとする。

1 成果目標の基準

事業実施後の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。(ただし、新規就農者は事業実施後の販売額が県補助金額の1/2以上増加すること。)

2 販売額等の考え方

(1) 単価については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単価を使用するものとする。

ただし、品質向上で事業実施後の単価が高くなるものについては、品質向上に見合う単価を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単価を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単価が不明の場合は、農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。

(2) 単収については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単収を使用するものとする。

ただし、生産性向上で事業実施後の単収が高くなるものについては、生産性向上に見合う単収を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単収を使用するものとし、新規品目に取り組む場合等で単収が不明の場合は、農協生産部会等の単収や同一市町村の他生産者の単収等を使用するものとする。

なお、永年性作物(アスパラガス、リンドウ、果樹等)については育成期間が経過した時期の単収を使用するものとする。

(3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収から算出するものとする。

なお、事業実施前の販売額は、前年度に同一品目でメガ団地事業や夢プラン事業を実施し、面積拡大計画を作成した場合等は、生産・販売実績がなくても拡大面積等に見合った単価と単収から算出するものとする。

第4 留意事項

1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

2 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

3 事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を認めることとし、次により取り扱うものとする。

(1) 直営施行の考え方

直営施行によるケースは、ビニールハウスの組立等が想定されるが、事業実施主体の労働力で賄うことが可能な場合が大部分と思われることから、事業実施主体の経済的負担軽減、予算の効率的執行の観点から自助努力で行うべきも

のとし、原則として組立工賃は補助対象としないものとする。

ただし、新規就農者又は大規模なビニールハウスの導入等で、組立作業員を臨時雇用しなければ事業実施が困難であり、かつ、外注よりも安価であると地域振興局長が認める場合に限り、組立工賃を補助対象にできるものとする。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、資材費及び臨時雇用する作業員の賃金とし、事業実施主体（構成員を含む）の賃金及び諸経費（一般管理費等）は補助対象外とする。

(3) 作業員賃金を補助対象とする場合の手続

ア 事業実施計画作成時

事業実施主体は、事業実施計画書に次の書類を添付するものとする。

(ア) 設計書

(イ) 工程表

(ウ) 作業員の賃金の根拠資料（市町村等の労務単価表等）

(エ) 外注の場合の参考見積書

イ 事業実施時

事業実施主体は、事業実施期間中、作業日誌を整備し、作業員の従事記録（作業時間、休憩時間等）を明らかにするものとする。

ウ 事業完了後

事業実施主体は、雇用した作業員の賃金を支払い、領収証、口座振込依頼書等賃金を支払ったことを客観的に確認できる書類を整備するものとする。

4 本事業で導入した施設等については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるよう、耐用年数期間中、農業共済または民間保険等に加入するものとする。

5 既存施設の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、増改築、移築、併設又は合体の事業、中古機械の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、補助対象とできる既存施設は、安全性及び利用管理を行う上に不都合が無く、原則として耐用年数の残存年数が導入予定機械・施設等の耐用年数以上であるものとする。

また、中古機械は、耐用年数が経過していないものであって、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。

第5 事業の採択

事業の採択に当たっては、別記様式2により算定されるポイントの高いものから優先して採択するものとし、基準以下のものについては採択しない。なお、基準以下となっている理由が気象災害等事業主体の責めに帰すべき事由により生じ

たものでないと判断できる場合は、この限りではない。

第6 その他

1 災害等にあった場合の財産処分の取扱いについて

本事業で助成を受けた機械や施設等が、気象災害や盗難、その他重大な事故等により亡失した場合は、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告し、財産処分承認協議をしなければならない。

これらの事態が事業実施主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合、地域振興局長は、補助金の返還を免除することができるものとする。

ただし、事業実施主体の故意または重大な過失により生じたものと判断される場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

2 事業実施主体の事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合の財産処分の取扱いについて

本事業で助成を受けた事業実施主体が、事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し医師の診断書等の提出を求めるものとする。

なお、本事業で助成を受けた機械や施設等は、他の農業者等により、引き続き目的に沿った適切な管理が行われるよう努めるものとする。

やむを得ず目的外処分する場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

第7 様式

様式は、次に掲げるとおりとする。

1 園芸産地育成事業 事業採択ポイント表（別記様式2）

別記様式2

園芸産地育成事業 事業採択ポイント表

- (1) 新規就農、スマート農機、排水対策、元気な農山村創造プラン、周年農業、GAP等は取組枠とし、それぞれの取組に対し、各ポイントを付与する。
- (2) 合計点が2点以上かつ区分Bが1点以上となっていることを採択基準とする。
- (3) なお、合計点の高い順に採択していく。

区分A	取組事項	チェック	加点
取組枠	以下の項目に該当する場合		
	・新規就農者である。	<input type="checkbox"/>	3
	・スマート農機を導入する。	<input type="checkbox"/>	3
	・排水対策に資する機材を導入する。	<input type="checkbox"/>	2
	・元気な農山村創造プランの策定地域である。	<input type="checkbox"/>	2
	・周年農業に取り組む。	<input type="checkbox"/>	2
	・GAPに取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>	1
	・収入保険へ加入している。	<input type="checkbox"/>	1
	・基盤整備計画地区であり、工事完了後3年以内である。	<input type="checkbox"/>	1

区分A
0 点

区分B	現況	チェック	加点	目標	チェック	加点
販売額	販売額（10aあたり）			現況に対する販売額増加率		
	・地域平均販売額90%未満	<input checked="" type="checkbox"/>	0	・増加10%未満	<input checked="" type="checkbox"/>	0
	・ " 90%以上	<input type="checkbox"/>	1	・増加10%以上	<input type="checkbox"/>	1
	・ " 110%以上	<input type="checkbox"/>	2	・増加15%以上	<input type="checkbox"/>	2
	・ " 120%以上	<input type="checkbox"/>	3	・増加20%以上	<input type="checkbox"/>	3
	・ " 130%以上	<input type="checkbox"/>	4	・増加25%以上	<input type="checkbox"/>	4
	・新規就農者の取組（初年目）	<input type="checkbox"/>	4	・新規作付（皆増）	<input type="checkbox"/>	4
目標達成率※	目標達成状況					
	※過年度類似事業を活用している場合					
	・過年度事業活用なし	<input checked="" type="checkbox"/>	0			
	・販売実績が計画目標の90%以上	<input type="checkbox"/>	0			
	・販売実績が計画目標の80%以上90%未満	<input type="checkbox"/>	-1			
・販売実績が計画目標の80%未満	<input type="checkbox"/>	-2				

※気象災害等による収量減など特殊事情があった場合は考慮する。

区分B
0 点

合計点
0 点

採択・不採択
不採択

別表2 1 生産性向上

対象品目	助成内容	事業採択基準等
<p>野菜 (えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか)</p>	<p>野菜の生産性を向上させるため、生産、収穫・調製、出荷等の機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作柄安定施設等 ハウス、かん水設備、養液栽培設備、暖房機、防風ネット、等 2 生産性向上 播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、選別機、等 3 品質向上 予冷库等の品質保持に必要な施設 4 ほ場改良 サブソイラ、溝掘機、土壌土層改良機械(トレンチャー、補助暗渠用 粃殻充填機等)、マニユアスプレッダー等、ほ場改良に必要な機械 5 アスパラガスの新改植 暗渠・明渠の整備 堆肥、土壌改良資材及び施用に係る経費 種苗及び定植時に必要な資材(支柱、ハウスペルト、ゴムバンド、マルチ、フラワーネット、防草シート等)、かん水設備 6 生産条件整備等 暗渠・作業道の整備等 7 その他生産拡大に必要な機械 8 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ 9 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体 認定農業者 2 成果目標 事業実施後(事業実施当年度)の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。 ただし、アスパラガスの新・改植については、育成期間経過後の単収で、販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。 3 面積要件について 原則として、以下の事業対象作物は事業実施後の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。ただし、新規作付者に限り下記の1/2とする。 (1) えだまめ 50a (2) ねぎ 30a (3) アスパラガス 露地栽培 20a 周年化(小トンネル栽培 10a、ハウス栽培 200㎡) 4 アスパラガスの新改植について 改植は、事業実施面積が10a以上のものを対象とし、原則として従前地と同規模以上の別ほ場へ新たな苗を植え付ける場合に限る。 また、堆肥、土壌改良資材及び定植時に必要な資材は、種苗と一体的に導入する場合のみ事業対象とする。 5 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。 6 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。

<p>花き (キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア、その他花き)</p>	<p>花きの生産性を向上させるため、生産、収穫・調製、出荷等の機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作柄安定施設等 ハウス、暖房機、かん水設備、電照設備、電気設備、保温・遮光設備、天窗、換気扇、養液栽培設備、熱水等土壌消毒機等 2 生産性向上 播種機、管理機、防除機、結束機、下葉掻き機、選花機(フラワーバインダー等)、エアコン(調製・保管用場所の設置に限る)、乾燥機等 3 品質向上 予冷库等の品質保持に必要な施設 4 ほ場改良 サブソイラ、溝掘機、土壌土層改良機械(トレンチャー、補助暗渠用粗粒充填機等)、マニュアルスプレッダー等、ほ場改良に必要な機械 5 種苗・支柱等栽培資材 種苗、フラワーネット(補強用紐、ゴムバンド等含む)、マルチ、除草シート、堆肥等の土壌改良資材等 6 生産条件整備 暗渠・作業道の整備等 7 その他生産拡大に必要な機械 8 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ 9 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体 認定農業者 2 成果目標 事業実施後(事業実施当年度)の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。 ただし、リンドウにおいて、株の老齢化に伴い生産性が低下したほ場を廃棄して改めて別ほ場に新植する(以下「改植」という。)場合は、事業実施面積は原則として従前地と同規模以上とし、改植後、株養成期間が経過した時期の当該面積の単収が、改植前年の5割以上増加すること。 3 既存ハウスで新たに周年栽培に取り組む等、生産拡大に直結すると認められる場合には、生産に必要な機械導入等を実施できるものとする。 4 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。 5 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。 6 種苗・支柱等栽培資材について (1) 3年以上使用可能な品目ではキク類、リンドウ、ダリア等、1～2年生品目ではトルコギキョウ、シンテッポウユリを補助対象とする。 (2) 新規導入又は生産拡大によって拡大した面積相当分を補助対象とするが、リンドウについては改植分を含めて対象とする。 (3) 原則として施設や当該種苗に必要な支柱等栽培資材と一体的に導入し、かつ導入面積に見合った数量であること。 (4) 新規導入又は生産拡大時の導入に限るものとし、種苗(品種)の単純更新は補助対象としない。 7 種苗または定植に必要な資材を導入する場合は、概ね次に掲げる規模以上とする。 露地栽培・・・10a以上 施設栽培・・・100㎡以上
--	---	--

<p>果樹 (りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう)</p>	<p>果樹の生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作柄安定施設等 雨除けハウス、かん水設備、電気設備、養液栽培設備、防風ネット等 2 生産性向上 防除機、管理機（乗用を含む）、除雪機等 3 ほ場改良 土壌土層改良機械（トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機等）、マニユアスプレッダー等、ほ場改良に必要な機械 4 新植、優良品種への改植・高接更新 苗木、土壌改良資材、果樹棚（別事業で苗木を導入する場合も含む）等 5 生産条件整備 暗渠・作業道の整備等 6 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ 7 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体 認定農業者、機械共同利用組合 2 成果目標 (1) 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。 (2) 面積の考え方 雨除けハウス、防風ネット等の実施面積を拡大面積と見なす。 3 除雪機の導入は果樹の経営規模が概ね1ha以上で、かつ、一定規模以上の能力（除雪幅が概ね900mm以上、除雪能力が概ね80t/h以上）の機種に限るものとする。 4 新植、優良品種への改植・高接更新及び生産条件整備は国の果樹経営支援対策事業の対象にならない場合に補助対象とできるものとする。 5 防風ネット及び果樹棚の設置は新・改植との一体導入を基本とするが、生産安定や品質向上に寄与すると判断される場合には、単独導入できるものとする。 6 既存ハウスで新たに温暖化に対応した新技術に取り組む等、生産拡大に直結すると認められる場合には、生産に必要な機械導入等を実施できるものとする。 7 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。 8 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。
------------------------------------	---	--

<p>大豆、麦</p>	<p>大豆、麦を大規模に集約して生産に取り組むための機械等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 生産性向上 トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機、土壌改良のための機械等</p> <p>2 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※原則、水稻と共用できるものは補助対象としないが、作型等から 戦略作物専用で、作柄安定に向けた土壌改良のための機械は対象とする。</p> </div>	<p>1 事業実施主体 認定農業者 なお、認定農業者（個人）については、認定農業者（個人）として、事業実施年度の前3年以上、継続して事業対象作物の栽培に取り組んでいる場合に限る。</p> <p>2 成果目標 (1) 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。 (2) 販売額の考え方 販売額は、当該年産の①販売代金（概算金等）、②作業受託料金、③経営所得安定対策の直接支払交付金の合計とする。</p> <p>3 事業対象は次の要件を満たしているものとする (1) 現状の経営面積（受託（実面積）を含む）が14ha以上であること。 (2) 概ね県平均単収以上（事業実施前年度平年単収）の経営体であること (3) 300A技術を導入済みか、導入する計画があること（大豆のみ） （小畦立て播種、ディスク式中耕培土、等） (4) 経営面積に見合った従事者が確保されていること。</p> <p>4 自脱型コンバイン、無人ヘリコプターは補助対象としない。</p>
<p>そば</p>	<p>そばを大規模に集約して生産に取り組むための機械等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 生産性向上 トラクターアタッチメント（播種等）、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機、土壌改良のための機械等</p> <p>2 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※原則、水稻と共用できるものは補助対象としないが、作型等から 戦略作物専用で、作柄安定に向けた土壌改良のための機械は対象とする。</p> </div>	<p>1 事業実施主体 認定農業者 なお、認定農業者（個人）については、認定農業者（個人）として、事業実施年度の前3年以上、継続して事業対象作物の栽培に取り組んでいる場合に限る。</p> <p>2 成果目標 (1) 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。 (2) 販売額の考え方 販売額は、当該年産の①販売代金（概算金等）、②作業受託料金、③経営所得安定対策の直接支払交付金の合計とする。</p> <p>3 事業対象は次の要件を満たしているものとする (1) 現状の経営面積（受託（実面積）を含む）が15ha以上であること。 (2) 経営面積に見合った従事者が確保されていること。</p>

		4 自脱型コンバイン、無人ヘリコプターは補助対象としない。
葉たばこ	<p>葉たばこの生産に必要な機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 作柄安定施設 パイプハウス</p> <p>2 生産性向上 管理機（成畦被覆機等）、防除機、畦間作業車、収穫機（幹刈機）、乾燥用機械、電動梱包機、葉編み機等</p> <p>3 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者</p> <p>2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。</p>

別表2 2 周年農業

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
<p>周年栽培が可能な品目</p> <p>野菜（ねぎ、アスパラガス、等）</p> <p>花き（キク類、トルコギキョウ、リンドウ、ダリア、その他花き）</p>	<p>周年農業のため、周年栽培に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 周年化 ハウス、かん水設備、保温設備、暖房機、除雪機、小トンネル資材、等の周年栽培に必要な機械・施設</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者</p> <p>2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。</p> <p>3 既存ハウスでの新たな周年栽培の取り組み、新技術の取り組み等、生産拡大に直結すると認められる場合には、生産に必要な機械・施設の導入等を実施できるものとする。</p>
<p>しいたけ</p>	<p>周年農業のため、しいたけの生産に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 栽培用機械・施設 ハウス、栽培設備、冷房機、暖房機、換気設備、かん水設備、除雪機、その他栽培に必要な機械</p> <p>2 調製保管用機械・施設 簡易予冷庫等</p> <p>3 生産条件整備 電気工事、排水施設等、ハウスに付帯するもので軽微なもの</p> <p>4 作業環境改善に必要な施設等 休憩施設、簡易トイレ</p> <p>5 その他地域振興局長と協議して、必要と認められる機械・施設等</p> <p>6 スマート農業の実践に必要な機械 秋田県スマート農業導入指針に記載されている技術で生産に必要な機械等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者</p> <p>2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。</p> <p>3 出荷調製機械・保管用施設等を導入する場合は、地域の共同利用施設の整備状況を勘案し、真に必要な場合に限る。</p> <p>4 生産施設整備の際は、廃菌床対策を計画に盛り込むこと。</p>

別表2 3 就農定着

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
<p>就農定着に必要な園芸品目</p>	<p>就農計画の達成に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 機械 トラクター、アタッチメント、播種機、管理機、防除機、暖房機、土壌土層改良機械、マニュアルスプレッダー、熱水等土壌消毒機、除雪機（専用機）、出荷調製保管用機械、等</p> <p>2 施設（新設、改修） ハウス、かん水設備、養液栽培設備、休憩施設、簡易トイレ、簡易調製施設等</p> <p>3 野菜（アスパラガス）、果樹、花きの種苗及び資材 新植、改植に伴う苗木・種苗、土壌改良資材、支柱、等</p> <p>4 生産条件の整備 暗渠、作業道の整備、ハウス等設置に付帯する軽微な電気水道工事、等</p> <p>5 その他、就農計画の実現に必要な機械・施設</p>	<p>1 事業実施主体 認定就農者</p> <p>2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1／2以上増加すること。</p> <p>3 原則として土壌改良資材及び定植時に必要な資材は、苗木・種苗と一体的に導入する場合のみ事業対象とする。</p> <p>4 暗渠・作業道の整備等 原則、事業実施主体の所有地に限るが、地域振興局長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p> <p>5 調製施設等 事業実施主体が非農家出身者で生産基盤が全く無い等、就農にあたり大きな支障となっている場合で、かつ振興局において真に必要と判断できる場合のみ事業対象とする。</p>

別表2 4 地域振興

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
園芸振興計画に位置づけられた市町村で特に振興する品目	<p>1 別表2の1及び別表2の2の助成内容に準ずる。</p> <p>2 栄養繁殖性の種苗 新規導入又は拡大に係る種苗の増殖に限り助成対象とする。</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者</p> <p>2 成果目標 事業実施後（事業実施当年度）の販売額が県補助金額の1.1倍以上増加すること。</p> <p>3 品目の種類別の事業採択基準等に準ずる。</p> <p>4 市町村で特に振興する品目として設定できるものは、原則として管内の現状の販売額が3,000万円以上であるものとする。ただし、事業実施後（振興品目とした年度）の販売額が3,000万円以上（育成期間を要するものは、育成期間が経過した時期の予想収穫量と事業実施年度の単価から推計）となるものを含む。</p>